

告 示

埼玉県告示第八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和八年一月三十日

埼玉県知事 大野元裕

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
ケアハウス緑風 苑	行田市須加一 二九五	社会福祉法 人清幸会	特定施設入居 者生活介護	令和八年一月一 日
埼玉医療法人昭 和企七郡○滑川町 友会 医療法人昭				
介護予防 介護 管理 指居宅 療養 管理	指導 居宅 療養 管理	介護 施設 介護 入居 特定 生	介護 施設 入居 者 特定 生	令和八年一月一 日
日 令和七年三月一				